

番号	よくある質問	回答
1	なぜ住居表示を実施するのでしょうか。	これまでの住所は、土地の場所を特定するための地番に基づく表記となっておりましたが、建物ごとに住居番号を定めることにより、分かりやすく訪ねやすいまちづくりを目指し、法令等に基づき実施しています。 詳細につきましては、平塚市都市整備課（0463-21-8783）へお問い合わせください。
2	住居表示が実施されることにより、どのように住所が変更となるのでしょうか。	今まで地番（○番地の○）で住所表記をされていたものが、住居番号表記（徳延○丁目○番○号、纏○丁目○番○号、河内○丁目○番○号）となります。 対象地域にお住まいの方には、個別に案内を送付させていただいています。 詳細につきましては、平塚市都市整備課（0463-21-8783）へお問い合わせください。
3	個別の案内とはどのようなものなのでしょうか。	住居表示実施所管課である平塚市都市整備課から配布されている「住居表示の手引き～旭地区（徳延・纏・河内）～」となります。
4	「住居表示の手引き」が届いていません。	平塚市都市整備課（0463-21-8783）へお問い合わせください。
5	現在建築中のため、住所が決まっています。	市民課管理担当にて確認させていただきます。
6	これから建築を始めるため、住所が決まっています。	住居表示実施後は、市民課管理担当にて新しい住所（住居番号）を付番いたします。 詳しくは、平塚市ホームページの「住居表示番号の付番申請」のページをご確認いただくか、市民課管理担当へお問い合わせください。
7	住所（住居番号）を取得するために必要な手続きについて教えてください。	建物の上棟以降を目安に、「住居番号付番申請書」と図面（案内図、配置図、1階平面図）を市民課管理担当へ提出してください。 詳しくは、平塚市ホームページの「住居表示番号の付番申請」のページをご確認いただくか、市民課管理担当へお問い合わせください。
8	住居番号付番の手続きが完了するまでの期間について教えてください。	申請をいただいてから付番まで、14日程度（土、日、祝日除く）お時間がかかります。
9	住居番号付番通知書が届きましたが、どうしたらよいのでしょうか。	新しい住居番号と記載のある箇所が今後使用する住所となります。お引越しが済みましたら、住居番号付番通知書をご持参の上、市役所本館1階108番窓口で住所異動の手続きをしてください。
10	配布されたプレートは付けなくてはいけませんか。	分かりやすく訪ねやすいまちづくりの趣旨から、付けていただくようお願いします。
11	プレートをなくしてしまったが、再交付されますか。	市民課管理担当へお問い合わせください。 プレートの住所及びご本人様確認をさせていただいたうえで、再交付いたします。 なお、在庫状況により再交付にお時間をいただく場合があります。
12	本籍変更のお知らせが届きません。	本籍変更のお知らせは令和7年10月14日(火)以降に発送を予定しております。原則、戸籍単位で筆頭者に1通のみ、発送いたします。 ※下記に該当する場合、本籍の変更はございません。その場合、本籍変更のお知らせは発送していません。 ・今回の住居表示実施区域外にある方 ・土地の分合筆等で、すでに存在しない土地地番に本籍がある方
13	本籍変更証明書は本籍変更のお知らせの発送前に取得する事は可能でしょうか。	住居表示実施日（令和7年10月14日）から取得可能です。
14	自分の変更後の本籍を電話で確認することは可能でしょうか。	電話でのお問い合わせについては、本人確認ができないため、お答えすることはできません。
15	自分の変更後の本籍を確認するためには、どのような証明書を申請すればよいのでしょうか。	本籍が変更された方には、本籍変更のお知らせが届きますので、そちらでご確認ください。また、本籍記載の住民票や戸籍謄抄本で確認することも可能です（発行には手数料がかかります）。
16	戸籍の筆頭者だけでなく、構成員にも送ってもらえないでしょうか。	戸籍の構成員には発送していません。 本籍変更証明書を無料で交付いたしますので、市役所本館またはお近くの市民窓口センターでご申請ください。なお、本籍変更証明書は郵送で請求していただくことも可能です。 本籍変更証明書の郵送請求のご案内 (https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/todokede/page-c_01497.html)

17	本籍変更のお知らせを複数枚交付してもらうことは可能でしょうか。 また、コピーして使用しても問題ないでしょうか。	本籍変更のお知らせは戸籍単位で1枚発送いたします。 複数枚必要な場合は、市役所本館またはお近くの市民窓口センターで本籍変更証明書をご申請ください。 また、手続先によってはコピーでも可能な場合がありますので、手続先にご確認ください。
18	住居表示実施区域に本籍がありますが、今回の実施で変更されませんか。 なぜでしょうか。	下記に該当する場合、本籍の変更はございません。住居表示の手引き（6ページ）をあわせてご確認ください。 ・土地の分合筆等で、すでに存在しない土地地番に本籍がある方
19	住居表示が実施された住所と本籍の表示が違うのはなぜでしょうか。 住所と同じにはならないのでしょうか。	住所は、住居表示実施により、土地の地番を用いた表示から、街区番号と住居番号を用いた表示に変更されますが、本籍は、町名（土地の名称）のみ変更され、地番はそのまま使用されるためです。住居表示の手引き（4～5ページ）をあわせてご確認ください。
20	本籍変更のお知らせは公的機関で手続きする際の証明書として有効でしょうか。	本籍変更のお知らせの利用については、手続き先にご確認ください。なお平塚警察署については、事前に確認をしており、手続きにお使いいただけるとのことです。運転免許証の本籍欄の更新等にお使いください。
21	本籍変更後の新しい戸籍、附票はいつから取得できるでしょうか。	住居表示実施日（令和7年10月14日）から取得可能です。
22	在留カードや特別永住者証明書へ住居表示後の住所の記載は行わなくてははいけませんか。	住居表示実施後の在留カードや特別永住者証明書への記載は、希望により書き換えを行います。記載を希望される場合は市役所本館1階108番窓口のみでの対応となります。必ず行わなくてはならないものではありませんが、転居等で別の住所が記載された後で、一つ前の住居表示の記載を求められても記載ができませんので書き換えを行うのが望ましいです。
23	住居表示実施後に婚姻、転籍等で新本籍を定める場合、もとの地番と同じ表記でおくことができますか	「〇丁目」を追加した上で元の地番とすることは可能です（例、河内440番地→河内一丁目440番地）。また、住所に合わせて街区符号とすることも可能です（例、河内440番地→河内一丁目32番）。なお、土地の分合筆等で既に本籍が存在しない場合は、元の地番にはできません。
24	10月14日以降に住所変更した場合で、10月14日よりさかのぼった異動日だった場合、住民票への記載はどうなりますか。転居（旧住所又は新住所、あるいは両方が住居表示地区）、転出、転入の場合、それぞれどうなるか。	10月14日以降に住所変更の届出をした場合、異動日にかかわらず、記載される住所（旧住所及び新住所）は住居表示実施後の住所となります。転居、転出、転入といった異動事由によって対応が変わることはありません。
25	本籍を住居表示実施後の住所に合わせたいのですが、どうすればよいでしょうか。	令和7年10月14日以降に転籍の手続きを行ってください。 転籍届のご案内 (https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/todokede/page-c_01518.html)
26	マイナンバーカードの変更手続きはいつからできますか。	マイナンバーカードの変更手続きは、令和7年10月14日から本館及び旭北公民館の臨時窓口でできるようになります。 なお、旭北公民館の臨時窓口は、窓口での混雑を防止するため、地区毎に受付日の割り振りをさせていただいております。趣旨をご理解いただき、各々の地区に該当する日にお越しくださるようお願いいたします。受付日につきましては、住居表示実施前に送付する通知にてご確認ください。
27	マイナンバーカードの手続きに持参するものは何ですか。	住居表示実施前にマイナンバーカードをお持ちの方に対し、マイナンバーカードの手続きに関するご案内を送付させていただきます。そのご案内の中に、申請書や持参していただくものが記載されておりますので、ご自身の状況を踏まえてご持参ください。
28	マイナンバーカードの変更は指定された日に行かなければなりませんか。	窓口での混雑を防止するため、令和7年11月7日までは、臨時窓口には割り振りをされた期間にお手続きにいらしてください。 割り振りされた期間にお越しになれない場合は、本館もしくは令和7年11月9日以降に臨時窓口にお越しいただければ手続きができます。
29	旧住所で書かれた郵便物はいつまで届きますか。	最低1年間は配達されます。
30	マイナンバーカードの新規作成も臨時窓口でできますか。	臨時窓口では、マイナンバーカードの新規作成はできません。市民課マイナンバーカード交付担当 マイナンバーカード交付窓口（平塚市役所本館3階304会議室）で申請してください。
31	河内〇丁目に住んでいる場合、マイナンバーカードはいつ臨時窓口で手続きできますか。	住居表示実施前にマイナンバーカードをお持ちの方に対し、マイナンバーカードの手続きに関するご案内を送付させていただきます。そのご案内の中に、臨時窓口でのスケジュールを同封させていただきますのでご確認ください。
32	臨時窓口は何時から何時まで開いていますか。	（受付時間） 午前9時から午前11時30分まで 午後1時から午後4時30分まで

33	マイナンバーカードを紛失し、一時停止としているのですが、住所変更手続きはどうしたらよいですか。	マイナンバーカードの住所変更手続きは、マイナンバーカードをお持ちいただかないと手続きができません。 マイナンバーカードが見つかり次第、お手続きをお願いします。 なお、マイナンバーカードが見つからない場合は、市民課マイナンバーカード交付担当マイナンバーカード交付窓口（平塚市役所本館3階304会議室）にて、紛失手続き及び再交付申請を行ってください。
34	マイナンバーカード券面変更届は出さないといけませんか。手続きに期限はありますか。	住居表示の実施に伴い、お持ちのマイナンバーカードに住居表示実施後の新しい住所を記載する必要があるため、お手続きにお越しくください。 手続きに期限はありませんが、マイナンバーカードでの本人確認や電子申請などを行う際、住所が一致しないなどの問題が起こる場合がありますので、お早めにお手続きにお越しくください。
35	旧住居表示が記載されている交付申請書を使用しても、マイナンバーカードを作成できますか。	旧住居表示が記載されている交付申請書を使用しても、マイナンバーカードを作成できます。オンラインで申請する場合は、QRコードを読み取って申請してください。交付申請書を送付して申請する場合は、住所を手書きで修正の上、使用してください。
36	マイナンバーカードの追記欄（住所等を書く欄）がいっぱいで、住居表示実施後の住所を書くことができません。手続きはどのようにしたらよいですか。	マイナンバーカードの再交付申請の手続きが必要となります。方法としては、次のとおりです。 ①インターネット上で「マイナンバーカード総合サイト」を検索し、手書きの交付申請書をダウンロードの上、郵送して申請する。 ②平塚市役所本館3階304会議室（マイナンバーカード交付窓口）で本人確認書類を持参の上、氏名等が印字記載された交付申請書を発行の上、申請する。 ※本人確認書類…有効期限内の運転免許証等で公的機関の発行した顔写真付きのものの場合は1点、健康保険証や年金手帳等の場合は2点
37	住民票の写しや戸籍謄本等の交付申請時に提示する本人確認書類は、旧住居表示のものでも問題ありませんか。	住所のつながりの確認が取れれば、住居表示前の本人確認書類でも問題はありません。なお、他市区町村に請求する場合は、請求先にお尋ねください。
38	戸籍謄本を請求するのに住居表示実施後の新しい表記の本籍を正しく把握していないので、交付申請書に本籍の記載ができません。旧表記の本籍を記載しても戸籍謄本は請求できますか。	旧表記の本籍を申請書に記載していただければ、戸籍謄本を請求できます。
39	本籍変更証明・住居表示変更証明はどこで取れますか。	市役所本館市民課と市民窓口センターで取得できます。 なお、駅前市民窓口センターは土日祝、平日夜間はお取り扱いしておりません。
40	本籍変更証明・住居表示変更証明を郵送で請求したい。	郵送での請求の場合は、ホームページ （ https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/todokede/page-c_01497.html ）から戸籍等請求用の申請書を印刷し、新旧本籍・住所を欄外に記入いただき、その他必要事項のご記入をお願いいたします。手続きに必要な書類もありますので確認をお願いいたします。その他、御不明な点がございましたら市民課証明担当までお問い合わせください。 （問い合わせ先：0463-23-1111 内線2232）
41	本籍変更証明・住居表示変更証明は誰でも取得できますか。	どなたでも、取得することができます。
42	本籍変更証明・住居表示変更証明を代理人が取りに行きたいのですが、持ち物を教えてください。	どなたでもお取りすることができる証明書であるため、特に持ち物はございません。なお、窓口にて申請書をご記入する際、新旧住所、新旧本籍、名前又は名称をご記入していただきますので、ご準備をお願いいたします。
43	住居表示変更前に取得した戸籍謄抄本の差し替えをしたい（郵送でも差し替え可能ですか）。	お手続で旧表記の本籍が記載された戸籍謄抄本ではなく、新しい表記が記載された戸籍謄抄本に差し替えをご希望の場合は、次の方法で差し替えいたします。 ただし、差し替えの対象となる戸籍謄抄本は、令和7年4月1日以降に発行したものに限ります。 ①窓口で差し替えをする場合 取得された戸籍謄抄本をご持参のうえ、戸籍謄抄本を取得された窓口にお申し出ください。 ②郵送で差し替えをする場合 取得された戸籍謄抄本、返信用封筒（本人確認書類のコピーに記載の住所・氏名を御記入のうえ、郵送料代の切手が貼り付けてあるもの）、本人確認書類等で送付先が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証及び健康保険証等、氏名と送付先の住所が印字記載されているもの）を同封の上、平塚市市民課宛に郵送してください。 その他、御不明な点がございましたら市民課証明担当までお問い合わせください。（問い合わせ先：0463-23-1111 内線2232）

44	住居表示後の住所が書かれていないマイナンバーカードの電子証明書の更新手続きをしたいがどうしたらよいか。	住所変更の手続きと合わせて、旭北公民館の臨時窓口もしくは市役所本館1階109番窓口にてお手続きができます。 最新の住所がマイナンバーカードに記載されていない場合は、平塚西郵便局での手続きはできませんのでご注意ください。
----	---	--